

2025年度事業報告

1. 労働災害・職業病防止対策

(1) 高知県内の労働災害の現状

- ① 高知県内の2025(R7)年の労働災害発生状況は、休業4日以上死傷者数は前年より若干減少して975人となっていますが、死亡者数は5人にものぼっています。(詳細は次ページ資料参照)

業種別の発生状況では、就業者割合に比例して保健衛生業や商業等の第3次産業が5.3%を占め、次いで製造業と建設業が14%、運輸業9%等となっています。

県内の労災死傷者数の推移

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
死傷者数	983	850	945	980	954	947	1,019	964	2,390	1,259	1,042	975
	(コロナ感染症・内書)						(20)	(37)	(1449)	(333)	(136)	(28)
死亡者数	11	5	9	8	9	13	9	7	7	8	1	5

- ② 県内四つの労働基準監督署が2024(R6)年に行った監督指導の結果によると、実施件数1,350件の内915件の関係法令違反(違反率66.9%)があったようですが、その内安全基準に関するもの(労働安全衛生法第20～25条)が321件(23.5%)、健康診断に関するもの(労働安全衛生法第66条)が177件(12.9%)、労働時間に関するもの(労働基準法第32条)が141件(10.3%)となっています。

この結果は例年の傾向ですが、依然として使用者側の労働安全や健康問題に対する関係法令厳守の意識が、賃金や労働時間に関する事項と比較してまだまだ低い状態にあることを示しています。

高知労働局発表のR6年度労働基準関係法令違反の主な内容

主な内容	違反件数	違反率
労働条件の明示に関するもの(労働基準法第15条)	83	6.1%
労働時間に関するもの(労働基準法第32条)	141	10.3%
上限規制に関するもの(労働基準法第36条6項2号・3号)	4	0.3%
割増賃金に関するもの(労働基準法第37条)	126	9.2%
年休時季指定に関するもの(労働基準法第39条7項)	73	5.3%
賃金台帳に関するもの(労働基準法第108条)	58	4.2%
安全基準に関するもの(労働安全衛生法第20～25条)	321	23.5%
健康診断に関するもの(労働安全衛生法第66条)	177	12.9%

(2) 振動障害対策

- ① 振動障害は、下表及び次ページ資料のとおり、単年度当たりの労災申請・認定件数としては全国的にも高知県的にも減少傾向にありますが、長期療養者数(1年以上)においては最も患者数の多い職業病となっています。

高知県の2024(R6)年度末の状況は、新規認定者は7人ですが長期療養者は299人で、北海道・949人、宮崎県・475人について多い数字であり、業種別では林業・149人、建設業(土木含む)132人等となっています。

きんろう病院及び中村クリニックの取り組み状況は、下表のとおりです。

振動障害認定件数の推移

年度	振動障害			
	全国		高知県	
	新規認定	療養者	新規認定	療養者
2010年以前			2,579	
2011	272	6,206	10	
2012	296	5,960	12	
2013	306	5,750	10	
2014	281	5,639	10	
2015	276	5,518	8	
2016	286	5,393	7	
2017	291	5,240	6	
2018	281	5,168	4	473
2019	285	5,092	5	428
2020	269	5,002	3	400
2021	221	4,857	7	371
2022	220	4,729	4	342
2023	221	4,567	6	318
2024	210	4,436	7	299

①厚生労働省及び高知労働局発表の資料により、当センターで編集・作成。

②認定数には、請求数年後の認定や審査請求によるものが含まれる。

③療養者は、認定・療養開始後1年以上の当年度末療養者数

④空白欄の数値については、公表資料がなく不明。

振動障害	きんろう病院			中村クリニック		
	申請数	認定数	審査中	申請数	認定数	審査中
2024	0			2	2	
2025	1	1		1		1

- ② 振動障害認定者は、一度病気が発症すると治療を続けても症状の回復が困難で、多くの方が長期療養者となっています。そのため、労働基準監督署が経過観察と称して症状固定の有無や治療効果等を一方的に判断し認定を打ち切るケースや、老齢で通院・治療が困難になるケースもあります。

このため、厚労省・監督署による不当な打ち切りを許さない森林労連・全山労の長年の取り組みの結果、1996年(平成8年)に出された通達(通称35号通達)によりそれ以前のような不当な打ち切りは少なくなりましたが、適切な治療の継続や治癒認定時の「障害等級」、「社会復帰援護金」の扱いに不利益が生じないよう取り組みを進めることが重要です。

(3) じん肺・アスベスト(石綿)被害対策

- ① じん肺は、進行性の疾患で根本的な治療がなく症状による対処療法が主となるため、下表のとおり振動障害と同様に多くの長期療養者を抱える職業病となっています。

きんろう病院及び中村クリニックの取り組み状況は、下表のとおりです。全国的にじん肺患者の療養を受け入れてくれる医療機関が少なくなっている中で、きんろう病院には関西方面から自費で通院している患者さんも数名いるほど信頼された医療機関となっています。

じん肺認定件数の推移

年度	じん肺			
	全国		高知県	
	新規認定	療養者	新規認定	療養者
2010年以前			649	
2011	712	8,965	7	
2012	581	8,556	7	
2013	448	8,182	3	
2014	438	7,754	3	
2015	329	7,321	3	
2016	321	6,874	2	
2017	333	6,477	3	
2018	277	6,045	1	88
2019	272	5,632	1	76
2020	222	5,268	2	76
2021	197	4,809	3	69
2022	165	4,379	1	61
2023	152	3,934		54
2024	145	3,540	2	46

①厚生労働省及び高知労働局発表の資料により、当センターで編集・作成。

②認定数には、請求数年後の認定や審査請求によるものが含まれる。

③療養者は、認定・療養開始後1年以上の当年度末療養者数

④空白欄の数値については、公表資料がなく不明。

年度	じん肺	きんろう病院	中村クリニック
2024	健康診断受診者	260	1
	(内、健康管理手帳)	(1)	
	労災申請数	5	0
	認定数	1	
	審査中	4	
2025	健康診断受診者	332	2
	(内、健康管理手帳)	(3)	
	労災申請数	4	1
	認定数	2	1
	審査中	2	

(25年度に全員認定)

- ② アスベスト(石綿)被害者の救済関係では、2024年度に高知県内において労災保険で6人、労災時効救済(石綿健康被害救済法で救済)で1人、生存中救済(石綿健康被害救済法で救済)で3人の方が補償を受けています。(前ページ資料参照)

アスベストによる健康被害者救済の実態は、クボタショック後の2006年に石綿健康被害救済法ができたことから、厚労省が以後のデータを公開しています。そのデータによると、全国的な数値でさえ法制定に至る政府方針である「隙間のない・迅速な救済」には程遠い実態と言われている中で、高知県の中皮腫死亡者(中皮腫死亡者を対比の要因に挙げている理由は、中皮腫はほぼ100%アスベストが原因と言われているため。)に対する救済割合だけみても45位と低位にあります。

この状況は、中皮腫や石綿肺がんで苦しんでいる方やすでにそうした傷病で亡くなられた方の家族が、労災保険や救済法の対象になるかもしれないということを知らずに請求申請をしていないという事が考えられます。

今後さらに健康被害が増えると言われている疾病であるだけに、労災や救済法による救済制度があることの住民への周知徹底を国や地方自治体に求めるとともに、自らの周りにそうした事例がないか監視を強めることが重要となっています。

きんろう病院の取り組み状況は、下表のとおりです。

きんろう病院の取り組み(アスベスト関係)

2024	健康診断受診者	111
	(内、健康管理手帳)	(19)
	労災申請数	1
	認定数(じん肺で認定)	1
	審査中	
2025	健康診断受診者	122
	(内、健康管理手帳)	(16)
	労災申請数	0
	認定数	
	審査中	

- ③ アスベストによる被害者の救済問題は、石綿工場労働者による訴訟や2021年(令和3年)の建設労働者による訴訟の勝訴でごく一部の対象者(建築屋内作業者)には給付金支給制度ができました。しかし裁判で国や企業の責任が明らかにされたにもかかわらず被害者間で救済格差があることや、2005年のクボタショックに代表されるような職業性ばく露以外(非労災型)の救済についてはごく一部の者のみで、ほとんど調査も救済も進んでいません。

また、職業性ばく露の場合に適用される労災保険法と、非労災型の場合に適用される石綿健康被害救済法とでは、①労災に認定された場合の医療費は全額労災保険から支給されるが、救済法は健康保険や国保の自己負担分のみの補償で交通費(移送費)も支給されない。②労災では平均賃金の80%の休業補償が必要な期間だけ支給されるが、救済法ではその半分以上。③不幸にして亡くなった場合、労災では1,000日分の補償と遺族年金が支給されるが、救済法では医療費と併せて280万円まで。等、給付内容に大きな格差があります。

労災保険と救済法における主要な格差

	労 災	救済法
医療費	全額補償	健康保険や国保等の自己負担分補償
休業補償	平均日額の80%を治癒まで	年間約120万円の療養手当
埋葬料	平均日額の60日分	約20万円
遺族一時金	1000日分+300万円	0～280万円の範囲で調整金
遺族年金	あり	なし

そもそも救済法は、労災の対象にならない被害者への緊急避難的な意味合いで構築された制度で、請求等に期限を設けた時限措置となっています。

そのため、現行の石綿健康被害救済法に代わる公正な補償制度・法律改正に向けて「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」「石綿対策全国連絡会議」等での運動・取り組みによって請求期限の延長等の改正を繰り返し勝ち取ってきてはいますが、給付内容等においては抜本的な制度改革には至っていません。

日本では、全面使用禁止になったのが僅か20年前の2006年であり、潜伏期間の長いアスベスト被害はそのピークが2030年以降とされています。今後さらに増えていく罹病者に対して、この間の裁判で危険性を認識しながらも早期に使用禁止や使用中止をしなかった国や企業の責任も明確になっており、早期の抜本的改正が求められています。

(4) 過労死・メンタルヘルス対策

- ① 過労死と言われる脳・心臓疾患の労災補償状況は、厚労省が公表した2024(R6)年度のデータでは、全国で1,030件の請求に対して241件の支給決定(認定)、高知県内では4件の請求がされていますが1件も認定されていません。(下表参照)

認定率は、2012年までの40%前後から2024年度の23%へと下落傾向が続いています。これは、2011年の認定基準改正によって残業時間(1ヶ月100時間以上等)のみを重視する傾向となり、労働時間が明確に記録されていない場合や、ずさんな労務管理で長時間労働を認めない悪質な企業の事例が増えているためだと思われます。

業種別では運輸・郵便業が、職種別では輸送・機械運転従事者が請求及び認定とも依然として高い比率で推移しています。また、請求件数の年齢別では、50歳以上の人が75%を占めています。

- ② 精神障害は、年々請求件数が増え続け近年急激に多くなっています。2024年度の全国では3,780件の請求がありましたが、認定は1,055件(28%)にとどまっています。高知県では、23件の請求に対して支給決定は僅か7件(30%)です。

また、支給決定された案件のうち、「出来事」の分類においては、「パワーハラスメント」が最も多く21%で、次いで「仕事内容・量の大きな変化」(11%)、「カスタマーハラスメント」(10%)、「セクシュアルハラスメント」(10%)等となっています。

業務上疾病（職業病）認定件数の推移

年度	脳・心臓疾患						精神障害					
	全国			高知			全国			高知		
	請求	認定	療養者	請求	認定	療養者	請求	認定	療養者	請求	認定	療養者
2010以前					56						7	
2011	898	310		7	5		1,272	325		12	4	
2012	842	338		5	1		1,257	475		11	6	
2013	784	306		3	2		1,409	436		7	7	
2014	763	277		3	1		1,456	497		10	3	
2015	795	251		4	1		1,515	472		5	2	
2016	825	260		3	3		1,586	498		15	5	
2017	840	259		6	4		1,732	513		11	14	
2018	877	238		5	2		1,820	465		7	3	
2019	936	216		5	0		2,060	509		10	1	
2020	784	194	176	1	2	0	2,051	608	1,682	4	3	18
2021	753	172	155	1	0	0	2,346	629	1,805	12	2	16
2022	803	194	151	4	2	1	2,683	710	1,978	10	2	17
2023	1,023	216	172	3	1	1	3,575	883	2,201	20	7	22
2024	1,030	241	161	4	0	0	3,780	1,055	2,450	23	7	25

- ① 厚生労働省及び高知労働局発表の資料により、当センターで編集・作成。
- ② 認定数には、請求数年後に及ぶものや審査請求によるものが含まれる。
- ③ 療養者は、認定・療養開始後1年以上の当年度末療養者数
- ④ 空白欄の数値については、公表資料がなく不明。

- ③ ハラスメント対策については、昨年6月に成立した「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び就業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」によって、これまでのパワハラ・セクハラ対策に加え①カスタマーハラスメント対策、②求職者に対するセクシュアルハラスメント対策を今年10月から事業主に義務付けました。また、事業主への努力義務として、治療と就業の両立支援策を求めています。

これらの法律によって徐々にハラスメント対策の充実が進められてはいますが、厚労省が3年毎に行っている「職場のハラスメントに関する実態調査」によると、①企業の窓口への相談件数はいずれのハラスメントでも増加していますし、精神障害を訴える労災への請求件数も近年急激に増えています。

各企業に対して、実効性のあるハラスメント対策や、罹病に至らないための相談窓口の充実を求めることが重要となっています。

(5) 健康診断実施状況

- ① 労働安全衛生法で実施や報告が義務付けられている定期健康診断について、高知県内企業の2024(R6)年の実施状況は下表のとおりで、事業場は前年より41減少して522事業場、受診者数は4,591人減って47,891人となっています。

高知県	事業場数	受診者数	有所見人数	有所見率
2022	691	55,830	35,490	63.8
2023	563	52,482	34,692	66.1
2024	522	47,891	31,435	65.6

この受診者数は、2024年度末の労災保険適用労働者数(242,254人)に対して僅か20%程度の数値であり、未報告分を差し引いても極めて少ない実施率であると思われます。

また、いずれかの項目で異常が認められた有所見率は、全国平均が59.4%なのに対して高知県は65.6%と、毎年高い割合を示しています。

危険な物質の取り扱いや有害な業務に従事する労働者に義務付けられている特殊健康診断は、前年より21減って564事業場、受診者数は184人増えて7,278人、有所見率は2.5%となっています。

じん肺検診では、前年より32減って284事業場、受診者数は338人減って1,372人となっています。

安全で健康に働き続けられるよう、事業者に対して年1回以上の検診を必ず実施させる等、疾病の早期発見に向けての取り組みが重要となっています。

きんろう病院の職場健康診断実施状況(委託契約)は、下表のとおりです。

きんろう病院 (委託)	2024年度		2025年度	
	事業所数	のべ人数	事業所数	のべ人数
定期検診(来院)	88	2,255	109	2,063
出張検診	91	3,356	63	4,113
特殊検診	66	1,559	64	1,226

2. 被災者救護・救済、相談事業

- (1) 当センターは、きんろう病院内に事務局を置き、きんろう病院(長田裕典院長)及び中村クリニック(石井英治院長)と連携して活動しています。

各種の相談受付に当たっては、全国労働安全衛生センター連絡会議の統一フリーダイヤル(0120-631-202)にも加盟し、電話や対面等での助言や病院での検診・労災申請等に繋げてきました。

相談の内容については、従来からの振動病やじん肺患者等からの相談は減ってきていますが、一方で近年は「労働組合もない職場で、パワハラに悩んでいる。」といった相談が増えています。

労働災害や職業病は、患者本人はもとより家族にとっても大変つらいことであり、そうした状況にならないために各職場での労働相談や各種ハラスメント対策等、未然防止対策が重要となっています。

また、労災申請をしても認定にならなかった場合は、審査請求(3ヶ月以内)、更には再審査請求(2ヶ月以内)を行うことができます。簡単にあきらめてしまうのではなく、審査請求や再審査請求をしてみることも重要です。

3. 労働者の安全衛生、健康に関する教育、情報提供及び調査研究事業

- (1) 加盟団体及び理事・監事には、月刊機関誌「安全センター情報」を毎月75部、年間900部発送し、労災・職業病に関わる最新の情報提供に努めています。

- (2) 昨年は、アスベスト被害が工場労働者だけでなく周辺住民にも発生している事実が報道されたクボタショックから20年、また阪神淡路大震災から30年目という年でした。

このような中で第49回労働安全衛生学校は、今後の発生が高い確率で予想されている南海トラフ地震に備えることを目的に、「震災時のアスベスト被害に備えて」と題して、ひょうご労働安全衛生センターの西山専務理事に講演を頂きました。

4. 関係団体との協力連携

- (1) 全国的な組織との連携については、「全国労働安全衛生センター連絡会議」・「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」・「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」・「石綿対策全国連絡会議」に加盟し取り組みを進めています。
- (2) 昨年の9月20～21日にかけての全国労働安全衛生センター第36回総会(東京開催)には、小田事務局長が参加してきました。
- (3) 労働基準法や労働安全衛生法は、「最低基準を定めている」ところに大きな意義があり違反すると刑事罰に問われる場合もある法律になっていますが、厚労省は働き方の多様化を理由に40年ぶりに改正しようとしています。

その動きの中では、「最低基準方式からデロゲーション(規制解除や例外容認)への移行」が大きく問題視されています。

当初の2026年通常国会に提案する動きは2027年以降に先延ばしされた模様ですが、労働者の安全や健康を守るために労働基準法の実質解体に繋がるデロゲーションを今以上拡大させない取り組みが重要となっています。

2026年度事業計画(案)

はじめに

政府は、多様な働き方を選択できる社会を実現するためと称して2019年から働き方改革関連法を施行し、時間外労働の上限規制や正社員と非正規社員間の不合理な待遇差の禁止を進めてきました。しかし現実には、民間企業のみならず自治体等においても会計年度任用職員等の非正規雇用労働者の割合が拡大するとともに、下請け企業等への代金締め付け等によって中小零細企業はますます疲弊し、人手不足や長時間労働等労働環境の悪化を招いています。

また、パワハラの横行や各種のハラスメントに苦しめられ、メンタルの不調や精神障害等で働き続けることが難しくなるケースも急増しています。

このような状況の中で当センターは、下記に記載した定款に基づき、関係医療機関や全国労働安全衛生センター連絡会議の仲間と連携して、救護や救済活動を強めるなど目的達成に向けて具体的に次の取り組みを進めます。

【定 款】

第3条 この法人は、労働災害及び職業病を予防し、働く人々の安全安心の確保と、労働災害被災労働者の救護及び救済に関する事業を行い、働く者の「いのちと健康」を守り、もって働く者の生活、心身の安全、健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的達成のため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に関わる事業
 - ① 労働災害・職業病防止対策と被災者救護・救済、相談事業
 - ② 労働者の安全衛生、健康に関する教育、情報提供及び調査、研究事業
 - ③ 職場環境改善、作業環境改善の現地調査と指導及び助言事業
 - ④ 環境保護目的の活動に参加する事業
 - ⑤ 同じ目的事業を行う国内の団体及び、それと関連する医師・研究者・個人等のネットワーク形成及び交流、研究協力事業
 - ⑥ その他、本法人の目的達成のために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 出版物・物品の斡旋及び販売事業

1. 労働災害・職業病防止対策と被災者救護・救済、相談事業

(1) 振動病対策

- ① 労災認定に向けての検診受け入れや、相談体制の充実を図ります。

- ② 35号通達の適正運用を求めるなど、不当な打ち切りを許さない取り組みを進めます。

(2) じん肺・アスベスト(石綿)被害対策

- ① じん肺・アスベスト患者の早期認定に向けての取り組みや、石綿健康被害救済法に基づく救済に向けての取り組みを進めます。
- ② 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」、「石綿対策全国連絡会議」及び「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」との連携を強化し、石綿健康被害救済法の抜本改正に向けての取り組みを進めます。

(3) 過労死・メンタルヘルス対策

- ① 時間外労働の上限規制の徹底や、勤務間インターバル制度等関連法の取り組みを強化し、過労死の未然防止に努めます。
- ② 精神疾患に対応できる専門医・研究者との連携や相談体制の充実に努めます。
- ③ 各種ハラスメントの防止やストレスチェックの実施等、メンタルヘルス対策の強化を図ります。

(4) 腰痛・上肢・頸肩腕障害対策

- ① 介護職場や給食調理、清掃、運輸関係等の労働組合や職場関係者と連携し、相談・検診体制の充実や疾病の未然防止活動に努めます。
- ② 企業に対して、特殊健康診断の実施を呼びかけます。

(5) 各職場の定期健康診断や特殊健康診断の完全実施に向けて取り組みを進めるとともに、人間ドックや特定検診による疾病の早期発見・啓蒙に努めます。

(6) 労災・職業病相談体制

- ① 全国統一フリーダイヤル(0120-631-202)の活用周知を図るとともに、懸案となっていたホームページの運用を開始し、メールでの相談受付も始めます。
- ② 「きんろう病院」及び「中村クリニック」との連携を強化するとともに、関連する「いずみの病院」や「大方クリニック」の利用拡大を呼びかけます。

2. 労働者の安全衛生、健康に関する教育、情報提供及び調査・研究事業

(1) 第50回労働安全衛生学校を下記のとおり開催します。

開催日時：2025年6月13日(土) 10:30 ~ 12:00
場 所：高知会館(3F:飛鳥)
(高知市本町5丁目6-42)

テ ー マ：高知県の労働衛生の現状と課題

講 師：堀川 俊一 氏

元高知市保健所長

医師 労働衛生コンサルタント

高知産業保健総合支援センター相談員

- (2) 月刊機関誌「安全センター情報」の定期配布を継続し、情報提供に努めます。

3. 関係団体との協力連携

(1) 制度・政策課題充実のための連携・共同行動の強化

- ① 全国労働安全衛生センター連絡会議との連携に努め、関係法令(制度)の改善に向けての取り組みや改悪の動きを阻止する取り組みを強化します。
- ② 職業病被災者団体との交流・情報交換や、制度・政策課題の改善・充実を求める諸行動の強化に努めます。
- ③ 労働基準法や労働安全衛生法等、労働法制の改悪を許さない取り組みを強めます。